

出生

に関連するおもな手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

下記にあてはまりますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
---------------------------------------	-----	-------	----	------	-----

住所 戸籍	お子さんのマイナンバー	※後日、通知が郵送（簡易書留）で送られます （約 1 か月かかります）		市民課 西館 1 階 緑の 1 番窓口 TEL:37-6100	
	お子さんの住民票コード	窓口で手渡します ※時間外に届けられた場合は、後日、通知が郵送で送られます			
	母子健康手帳への出生証明	出生届を受理した窓口で「出生届出済証明」を行います。 ※時間外に届けられた場合は、後日、母子健康手帳をご持参ください。	母子健康手帳		

保 年 金 保 険	お子さんが国民健康保険に加入する方	・国民健康保険の加入 ・産前産後保険税の免除手続き		国保年金課 西館 1 階 緑の 2 番窓口 TEL:37-6101	
	→出産した方が国民健康保険の方				
	① 出産した医療機関で「直接支払制度」(※1)の手続きをし、出産費用が 50 万円(※2)に満たなかった方	「出産育児一時金」の支給申請	・出産育児一時金支給申請書 ・世帯主の口座番号がわかるもの <病院でもらった次の 2 点> ・出産費用の領収・明細書の写し ・代理契約に関する合意文書の写し		
	② 「直接支払制度」(※1)を利用せずに、出産費用の全額を医療機関で支払った方				
→出産した方が国民年金の方	産前産後保険料の免除手続き				
→出産した方が国民健康保険以外の方	※同様の制度があります。手続き方法は、加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。			健康保険の加入先で手続きしてください	

※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度
※2 産科医療補償制度に加入していない医療機関では 48.8 万円

こども	児童手当を申請する方	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は、勤務先で申請してください 出生の翌日から起算して 15 日以内 ※必要なものがそろっていても窓口へお越しください	・請求者、配偶者のマイナンバーが確認できる書類 ・請求者の通帳 ・請求者の健康保険証 ※2 人目以降は、必要なものは特にありません。		社会福祉課 西館 1 階 オレンジの 5 番窓口 TEL:37-6107
	子どもの医療費助成を申請する方	子どもの医療費助成の申請 ※必要なものがそろってから窓口へお越しください	・健康保険証（子） ・保護者・子のマイナンバーが確認できる書類		
	未熟児で出産された方	養育医療給付の相談・申請	※受付窓口でご相談ください		
	乳児健康診査補助券、予防接種予診票の発行	窓口で手渡しします。市外で出生届を出された方も必ず手続きにお越しください。 ※里帰り等で来庁が遅れる場合はご連絡ください。	母子健康手帳 （出生届出済証明をされたもの）	健康増進課 西館 1 階 オレンジの 7 番窓口 TEL:37-6106	
	保育園等に入園を希望する方	保育園の入園相談	※受付窓口でご相談ください	保育幼稚園課 西館 1 階 オレンジの 6 番窓口 TEL:37-6109	

その他	市営住宅に入居している方	市営住宅の同居手続き	※受付窓口でご相談ください	定住推進課 東館 1 階 青の 4 番窓口 TEL:37-6150	
-----	--------------	------------	---------------	--	--



〒845-851 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2
電話番号：0952-37-6111（代表）
開庁時間（月曜日～金曜日） 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
※土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く

手続きチェックシート 出生

ご誕生おめでとうございます

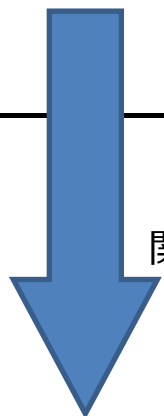
忘れずにお持ちください

お子さまが生まれたら 14 日以内に届出してください

出生届

《届出に必要なもの》

- ・医師、助産師等が作成した出生証明書付き出生届
- ・母子健康手帳



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き
本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や
委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の
マイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。